

自動車騒音常時監視（面的評価）の評価方法

1. 自動車騒音常時監視の目的

都道府県や市が自動車騒音対策を計画的かつ総合的に行うためには、地域の騒音曝露状況を経年的に系統的に監視することが必要です。国や自治体が定める騒音に関する環境基準や目標値が守られているかどうかを具体的に検討し、その効果を確認するための基礎資料とすることが目的です。

道路交通による騒音から住民の生活環境や健康を守り、より快適で安全な地域社会を実現することが、自動車騒音常時監視の大きな役割であり、住民への情報提供と騒音問題に関する合意形成に役立っています。長期的な視点でのまちづくりや交通計画においては、基礎的な判断材料を提供することが求められます。道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して、地域が年間を通じて曝される平均的な状況を全国的に継続的に把握することが法律により規定されています。

2. 評価方法

道路を構造や交通状況が似ているごとに「評価区間」に分けており、道路の構造、交通量・大型混入率及び勾配・カーブの有無などを考慮して、1区間ごとに評価をします。

自動車騒音の常時監視は、評価区間を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等の道路からの距離減衰や建物（群）の遮蔽による減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路の沿道（道路両端）から50mまでの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（これを「面的評価」といいます。）